

# BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

NOVEMBER 24TH 2016

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【貿易・投資】

- 越境電子商取引（EC）の通関手続き優遇措置 来年末まで延長

### 【産 業】

- 「電力発展『第13次5ヵ年計画』」 電気自動車の充電施設の建設加速
- 10月の70大中都市住宅価格 62都市で前月比上昇 65都市で前年比上昇
- 10月の自動車販売台数 前年同月比+18.7%

### 【金融・為替】

- 10月のクロスボーダー人民元決済額
- 10月人民元新規貸出 6,513億元 前月から大幅減

## ■ RMB REVIEW

- 下落基調は継続するも下落速度は和らごう

## ■ EXPERT VIEW

- 中国におけるコンプライアンス規定のあり方  
～コンプライアンス規定違反を理由に解雇が認容された事例を通して～

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【貿易・投資】

◆越境電子商取引(EC)の通関手続き優遇措置 来年末まで延長

商務部は15日、越境ECの小売輸入に関する通関手続き優遇措置の実施期限を当初の2017年5月11日から2017年末まで延長することを発表した。

本年4月8日から実施されている越境EC取引商品に対する新税制<sup>(※1)</sup>への移行に伴う暫定措置として、越境EC試験都市10都市<sup>(※2)</sup>を対象に、ECで購入した保税商品が保税区等の税関特別監督管理区域に入る際の通関証明書の検査や、一部の商品(化粧品、ミルク、健康食品等)に求められている輸入許可証の提出等を来年5月11日まで一時的に免除するとしていたが<sup>(※3)</sup>、その暫定措置を来年末まで延長するもの。越境EC小売輸入の新たな監督管理モデルへの安定移行を進めると共に消費の下支えを狙ったものと見られる。

(※1)詳細は本誌3月30日号ご参照。<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/416033001.pdf>

(※2)10都市:天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭

(※3)詳細は本誌6月1日号ご参照。<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/416060101.pdf>

【産業】

◆「電力発展『第13次5カ年計画』」電気自動車の充電施設の建設加速

国家発展改革委員会と国家エネルギー局は7日、「電力発展『第13次5カ年計画』」を発表した。2016年～2020年の「第13次5カ年計画」期間中にクリーン・低炭素・安全・高効率の現代電力工業体制の構築を目指すことを明らかにした。

その一環として、電気自動車の普及促進のため、2020年までに電気自動車500万台以上の需要を満たす中型充電・バッテリー交換ステーションを1.2万ヶ所以上、分散型充電ポールを480万ヶ所以上設置する目標を打ち出した。

なお、同計画は、電力供給の強化、電力構造の改善、送電網の開発、総合調整能力の向上、省エネ・排出削減、民生用電力の保障、技術・設備の開発、電力システム改革の8分野に注力することを挙げ、汚染物質排出量の多い石炭発電所の建設を抑制する一方、新エネルギーの利用を積極的に推進し、電力供給能力については、年平均5.5%増加させることを目標に掲げた。

<「電力発展『第13次5カ年計画』」の主要目標>

項目	2015年	2020年	年平均伸び率	
	実績	目標		
電力供給	全国電力設備容量(億kW)	15.3	20.0	5.5%
	非化石エネルギー発電(全体に占める割合)	(35.0%)	(39.0%)	-
	水力発電(一般)(億kW)	3.0	3.4	2.8%
	水力発電(揚水)(万kW)	2303.0	4000.0	11.7%
	原子力発電(億kW)	0.3	0.6	16.5%
	風力発電(億kW)	1.3	2.1	9.9%
	太陽光発電(億kW)	0.4	1.1	21.2%
	化石エネルギー発電(全体に占める割合)	(65.0%)	(61.0%)	-
	石炭火力発電	9.0	<11.0	4.1%
天然ガス火力発電	0.7	1.1	10.8%	
電力需要	全国電力消費量(兆kW)	5.7	6.8~7.2	3.6~4.8%
	最終エネルギー消費に占める電力の割合	25.8%	27.0%	-
	電力に切替えるエネルギー消費量(億kW)	-	4500.0	-
	充電施設の建設	-	電気自動車500万台以上の充電ニーズを充足	-

(出所)国家発展改革委員会・国家エネルギー局発表「電力発展『第13次5カ年計画』」

◆10月の70大中都市住宅価格 62都市で前月比上昇 65都市で前年比上昇

国家统计局は18日、10月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より1都市減少して62都市、下落した都市数は前月より1都市増加して7都市となった。

具体的には、無錫市(江蘇省)が前月比+4.9%、長沙市(湖南省)が同+4.5%、鄭州市(河南省)が同+3.5%、済南市(山東省)が同+3.4%と上昇幅が大きく、成都市(四川省)が同▲0.8%、牡丹江市(黒龍江省)・深圳市が同▲0.5%と下落幅が大きかった。

また、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より1都市増加して65都市、下落した都市数は前月より1都市減少して5都市となった。

具体的には、合肥市(安徽省)が前年同月比+48.6%、厦門市(福建省)が同+45.9%、南京市(江蘇省)が同+44.4%、上海市が同+37.4%と上昇幅が大きく、錦州市(遼寧省)が同▲3.9%、丹東市(遼寧省)が同▲1.7%、ウルムチ市(新疆ウイグル自治区)・牡丹江市(黒龍江省)が同▲1.6%と減少幅が大きかった。

同局は、国慶節前後に一線都市と人気のある一部の二線都市で導入された不動産引締め策の効果が現れ、一線都市<sup>(※)</sup>と二線都市<sup>(※)</sup>の住宅価格の上昇幅は縮小傾向にあると指摘。10月前半に比べ、10月後半は深圳市と成都市が引き続き下落したほか、北京市、天津市、上海市、厦門市、鄭州市も上昇から下落に転じているとした。

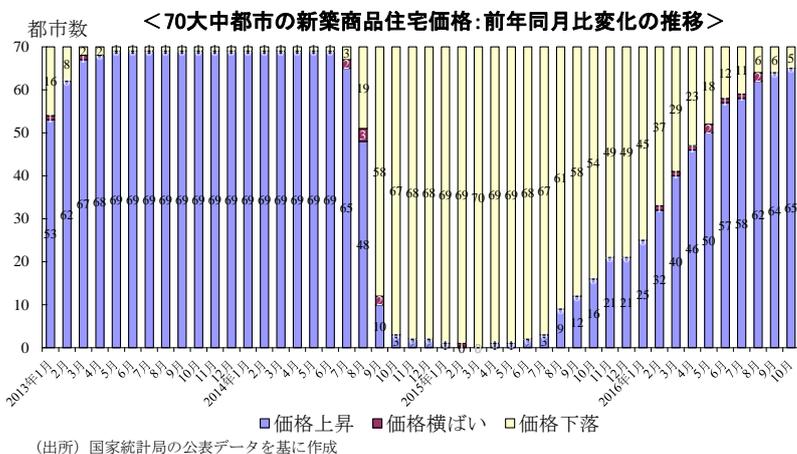
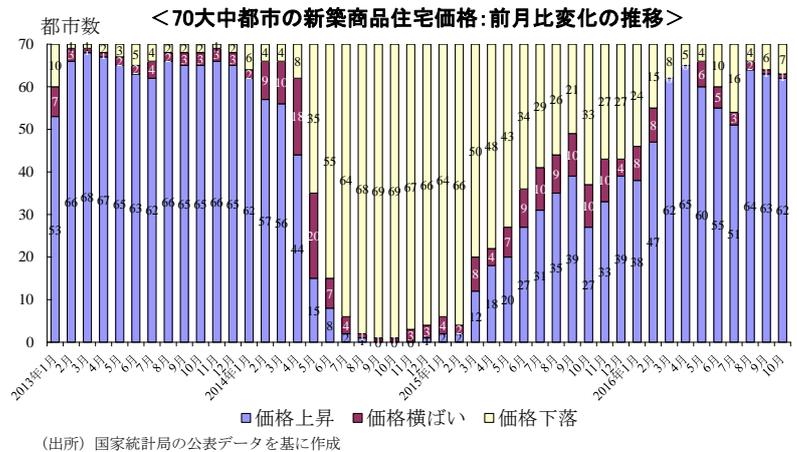
(※)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市  
二線都市:省都、副省都都市を含めた31都市

◆10月の自動車販売台数 前年同月比+18.7%

中国自動車工業協会の10日の発表によると、10月の自動車販売台数は前年同月比+18.7%の265.0万台と、前月の+26.1%より伸び幅は縮小したものの、好調を維持した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+20.3%の234.4万台、うち、排気量1,600cc以下の小型車は同+28.1%の171.3万台と、前月の+42.2%から伸び幅が大幅に縮小した。商用車は同+7.4%の30.6万台となった。

乗用車のタイプ別では、セダンが同+10.1%(9月:+17.1%)の117.1万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+43.3%(9月:+54.2%)の89.6万台、MPV(多目的車)が同+20.2%(9月:+37.3%)の23.2万台と、前月に比べていずれも伸びが鈍化した。

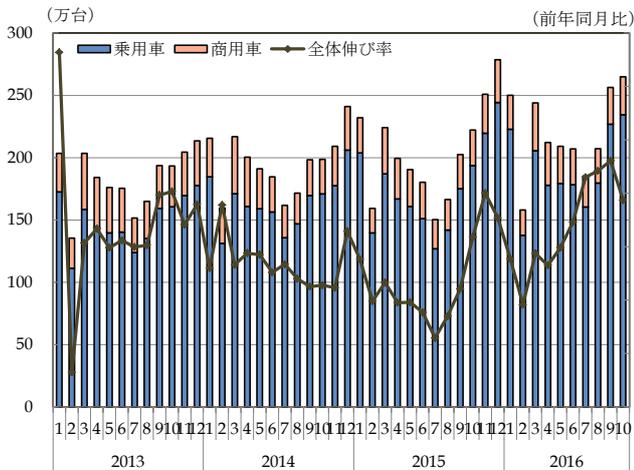


乗用車の国別販売シェアでは、中資系 45.1% (9月:42.7%)、独系 18.1% (9月:18.6%)、日系 14.7% (9月:16.0%)、米国系 12.2% (9月:12.5%)、韓国系 6.8% (9月:7.0%)、仏系 2.6% (9月:2.4%)と、中資系がシェアをさらに拡大したのに対し、日系はシェアが縮小した。

また、新エネルギー車は前年同月比+8.1%の4.4万台、うち、電気自動車(EV)は同+19.7%の3.9万台、プラグインハイブリッド車(PHV)は同▲38.6%の0.5万台だった。

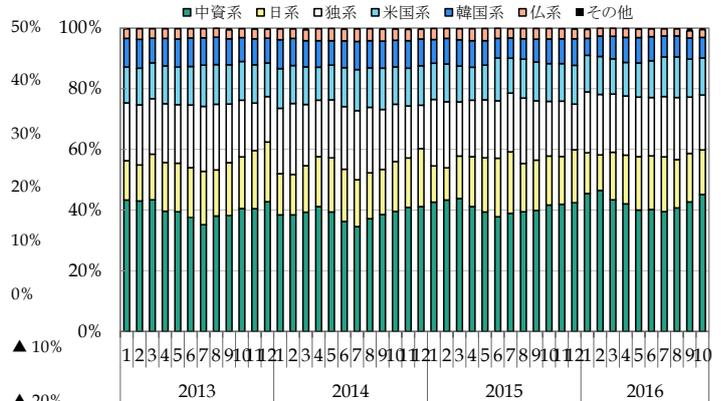
なお、1-10月の自動車販売台数は累計で前年同期比+13.8%の2,201.7万台となった。2016年通年の自動車販売予測については、年初の中国自動車工業協会による前年比約6%増の2,604万台との予測に対し、先頃、自動車業界団体の中国乗用車市場情報連合会は、前年比10~12%増を達成するとの見通しを示した。

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



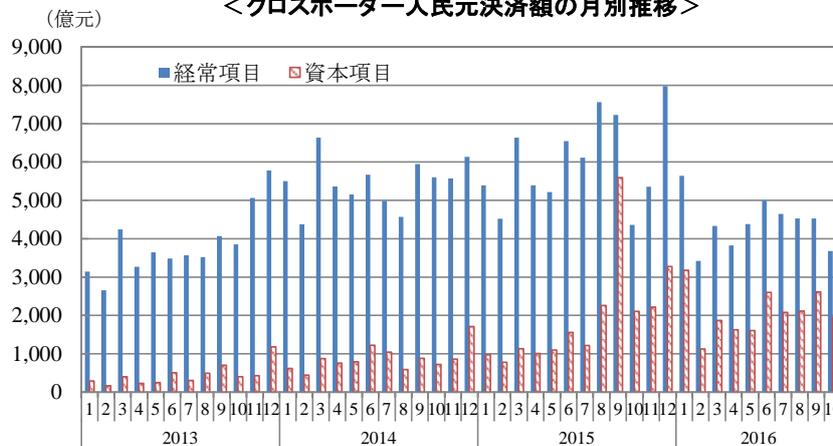
(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

## 【金融・為替】

### ◆10月のクロスボーダー人民元決済額

人民銀行の11日の発表によると、10月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が3,681億元、うち、貨物貿易が2,861億元、サービス貿易が820億元。資本項目が1,952億元、うち、対内直接投資が1,081億元、対外直接投資が871億元となった。

＜クロスボーダー人民元決済額の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

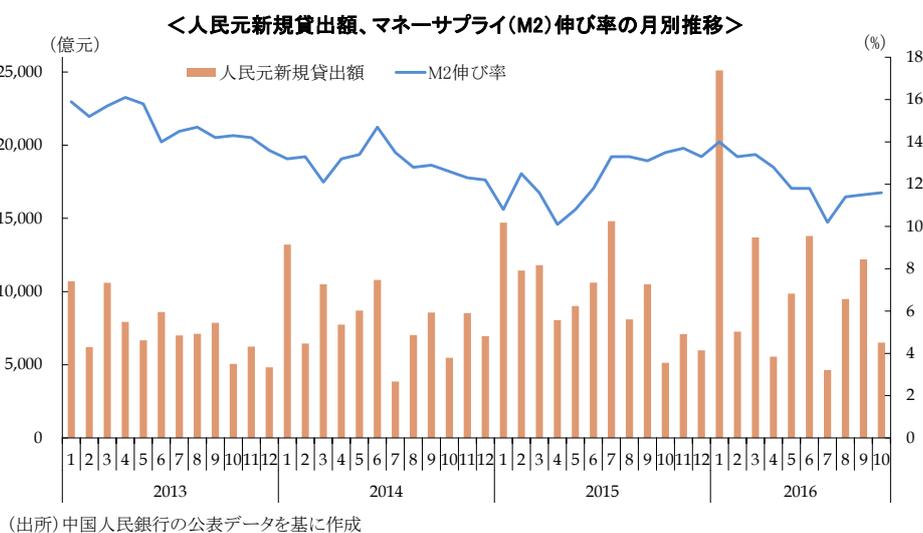
◆10月人民元新規貸出 6,513 億元 前月から大幅減

中国人民銀行の11日の発表によると、10月の人民元新規貸出額は6,513億元と、前年同月比で1,377億元増、前月の1兆2,200億元からは大きく減少した。人民元新規貸出額の分野別では、企業向けが1,337億元であったのに対し、個人向けは4,331億元となった。

実体経済に供給される流動性の量を示す社会融資総量<sup>(注)</sup>の増加額は8,963億元と、前年同月比で3,370億元増、前月の1兆7,200億元からは大きく減少した。

10月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+11.6%の151兆9,500億元と、伸び率は3ヶ月連続の上昇となったものの、政府の通年目標の13.0%を依然として下回っている。

(※) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他



RMB REVIEW

◆下落基調は継続するも下落速度は和らごう

6.81 台後半で寄り付いたオンショア人民元(CNY)は、米大統領選(トランプ氏勝利)後のドル独歩高を背景に続落。新興国通貨全般に下落圧力が加わる中で、人民元においても、下押し圧力が強まった。11/18 には、一時 6.8950 まで下落するなど、2008 年 6 月以来、約 8 年 5 ヶ月ぶり安値を示現している。一方、元円相場は、ドル円の上昇に連られて底堅く推移。週末にかけて 16 円台を突破するなど、約 4 ヶ月ぶり高値を示現している。

元安懸念が再燃している。①トランプ氏勝利後の急速なドル高進行が主因ではあるものの、②当局が元安を容認しているとの観測、③SDR(IMF の特別引き出し権)組み入れ開始に伴うハードカレンシー化(自由に他国通貨と交換可能な通貨)への思惑、④中国経済に対する先行き不透明感の高まり、⑤国内から国外への資本流出の動き、⑥外貨準備および米国債保有額の減少と、それに伴う介入余力への不信感など、中国側に起因する材料も少なくない。事実、人民元の資本逃避手段として用いられつつある暗号通貨(ビットコイン等)は足元で騰勢を維持。また、本年 2 月以降、低下傾向を辿ってきたリスクリバーサルにおいても、米大統領選以降、反転(ドルコール人民元プットオーバーの拡大)の兆しが見られる状況だ。こうした中、中国国外で取引されるオフショア人民元(CNH)は、心理的節目「6.90」台を突破。元の先安観が台頭する中、オンショアとオフショアの価格乖離が警戒される。

来週(11/21~)は中国側のイベントに乏しく、米ドル主導の動きが継続しそうだ。トランプ新政権に対する期待感や米国債利回りの高止まりなどから、来週もドル高地合は続くと思われ、人民元には当面下押し圧力が加わると予想される。但し、同水準では、介入警戒感も燦ることから、一方向の下落も想定し辛い。下落基調は継続しつつも、下落速度は和らぐだろう。来週は、6.86~6.93 のレンジ内での推移を予想する。

(11月18日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.11.14	6.8180	6.8178~ 6.8479	6.8409	0.0254	6.3449	-0.0540	0.88224	0.0036	7.3557	-0.0595	2.6000	3361.06	14.93
2016.11.15	6.8453	6.8414~ 6.8660	6.8530	0.0121	6.3455	0.0006	0.88315	0.0009	7.4045	0.0488	3.2000	3357.50	-3.56
2016.11.16	6.8608	6.8605~ 6.8729	6.8700	0.0291	6.2724	-0.0725	0.88551	0.0033	7.3603	0.0046	2.5600	3356.08	-4.98
2016.11.17	6.8760	6.8671~ 6.8760	6.8700	0.0000	6.3032	0.0308	0.88582	0.0003	7.3678	0.0075	2.7000	3359.54	3.46
2016.11.18	6.8890	6.8844~ 6.8950	6.8912	0.0212	6.2305	-0.0727	0.88817	0.0023	7.3040	-0.0638	2.7000	3343.42	-16.12

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

中国におけるコンプライアンス規定のあり方  
～コンプライアンス規定違反を理由に解雇が認容された事例を通して～

1、はじめに

中国政府は、近時、企業活動に伴う法令違反に対する監督、管理を日増しに厳格化、規範化しており、その中でも「商業賄賂」(民間企業間における贈収賄)に対して強い姿勢で臨んでいるように思われます。このことを裏付けるものとして、「商業賄賂」に関して、一昨年、外資系製薬メーカーの中国子会社が、30 億 人民元もの高額な罰金(その経営陣にも懲役刑(但しいずれも執行猶予付き))を科され、また、直近では本年 9 月に外資系メーカーの中国子会社が、約 1740 万人民元の違法所得の没収、及び 15 万人民元の罰金を科されるなどしています。このような状況を受け、中国においても、コンプライアンス規定を制定する企業が増えてきていますが、コンプライアンス規定を制定したとしても、それが実際の業務を行う従業員への抑止力となっていなければ意味がありません。むしろ、コンプライアンス規定があるにもかかわらず、それが機能していない場合、会社が違法行為を黙認する立場を採っていると従業員が受け止め、従業員による違法行為を助長することになりかねず、また会社が違法行為に加担していたとして重罰を科される可能性も高まります。このため、十分な内容のコンプライアンス規定の整備、及びその徹底した実施が必須であると考えられます。

そこで今回は、会社が、従業員によるコンプライアンス規定違反に対して厳格な態度をもって対応し、それが中国の仲裁委員会及び裁判所からも支持された案件(以下「本案件」といいます)を通して、コンプライアンス規定のあり方についてのヒントを探りたいと思います。

2、本案件の紹介

(1)本案件の背景

本案件で取り上げる中国所在の外資企業 A 社では、11 年間に亘り、その従業員が、顧客である政府系機関のスタッフ等に対し「コミッション」として現金を直接支払う形式で金員を贈り、当該顧客に A 社の製品及びサービスを注文させていました。A 社は、11 年間で合計 160 万米ドルを超える「コミッション」を「販売費用」として A 社の親会社であるアメリカ所在の B 社に提出し、これが B 社の財務諸表に計上されていました。

そうしたところ、B 社が、アメリカ証券取引委員会 (SEC) によって「海外腐敗行為防止法」(FCPA) 違反を理由として摘発されました。

B 社はこれを受けて、会社の既存の準則等をベースとして、顧客の接待、費用の精算等に関する厳格かつ具体的な「顧客の接待に関する指導方針」(以下「本件指導方針」といいます)を制定しました。本件指導

方針では、以下の内容が規定されていました。

- ① 会社の営業員は商業目的で昼食又は夕食に顧客を接待することができる
- ② 会社は、一人当たりの限度額を 100～120 人民元とする
- ③ 顧客との食事代を支払う際、営業員は会社が支給する銀行発行デビットカードを使用しなければならない
- ④ 営業員は会社に対しレストランの正式な専用領収書及び費用報告(顧客の氏名及び職務を含む)を提出しなければならない
- ⑤ 営業員は、食事で顧客を接待する代わりに**食品**及びジュースを購入して顧客に贈ることができる。  
但し、各回(各人ではない)、最高で 120 人民元を超えてはならない

A 社でも B 社の規定した本件指導方針を厳格に実行するため、各従業員に対し、本件指導方針を承知させた上で承知した旨の署名をするよう要求していました。

## (2) 本案件の概要

その後、A 社の従業員である X は、会社の銀行発行デビットカードを使用して食用油 4 樽(合計 119.2 人民元)を購入し、A 社の顧客の担当者に贈りました。X が A 社に当該費用を申告した際、A 社は、X による今回の支出は本件指導方針に違反していることを理由として X を解雇しました。X はこれを不服として労働争議仲裁委員会に仲裁を申し出ました。

X は、食用油は「食品」の範囲に該当するため、X が食用油を購入して A 社の顧客に贈る行為は、本件指導方針に規定されている「営業員は、食事で顧客を接待する代わりに**食品**及びジュースを購入して顧客に贈ることができる」に該当すると主張しました。

これに対し、A 社は以下のとおり反論しました。

食用油は食品に該当するが、本件指導方針における「食品」は、食事での顧客の接待に代えることができる食品でなければならない、通常の意味での食品ではない。食用油は、明らかに、食事での顧客の接待に代えることができる食品ではない。よって、X が A 社のデビットカードを使用して食用油を購入して A 社の顧客に贈る行為は本件指導方針に違反している。X は本件指導方針等の A 社の「商業賄賂」禁止に関する諸規定を書面で確認、承知しており、また、いったん違反した場合には「紀律処分(雇用の終了を含む)」を受けようとする意思があることを承諾している。よって、A 社は X を解雇する権利を有する。

本案件について仲裁委員会は審理の上、「被申立人は、申立人に経済補償金を支払う必要なく、会社の規則制度に従って申立人を解雇する権利を有する」と判断し、X の仲裁請求を棄却しました。これに対し、X は裁判所に訴訟を提起しましたが、裁判所は「被告が『原告が被告の顧客接待に関する制度及び費用精算制度に違反したこと』をもって原告との労働関係を解除したことは法律の規定に違反していない」ことを理由

として X の請求を棄却しました。

### 3、得られるヒント

コンプライアンス規定のあり方について、本案件を通して得られるヒントとしては、以下のものが挙げられると考えられます。

#### (1)コンプライアンス規定の内容はできる限り詳細、明確な内容とする

本案件の X は、本件指導方針における「営業員は、食事で顧客を接待する代わりに食品及びジュースを購入して顧客に贈ることができる」との内容に基づき、顧客に対して食用油を贈っていますが、「食品」の前に「食事で顧客を接待する代わりに」との文言があることからすれば、A 社が主張するように、ここでいう「食品」は、あくまでも食事での顧客の接待に代えることができる食品でなければならないと解釈することが可能であり、またこれが仲裁委員会及び裁判所からも認められました。仮に本件指導方針が「食品及びジュースを購入して顧客に贈ることができる」とのみ規定されているだけであれば、X の行為は本件指導方針に違反するとまではいえなかったかもしれません。

もっとも、他方で、本件指導方針について、食品を贈るのであれば問題ないとの誤った解釈を行った従業員が生じてしまったことも事実です。このことからすれば、本件指導方針にも不明確な部分があったこととなります。例えば、「営業員は、食事で顧客を接待する代わりに、食事での接待と同等の即時性の高い食品及びジュースを購入して顧客に贈ることができる。・・・」などのようにより明確な規定とし、誤った解釈が生じないようにすべきであったとも考えられます。

以上のことから、コンプライアンス規定は、現場に出ている従業員の具体的な行動指針となるように詳細、明確な内容とする必要があると考えられます。

#### (2)コンプライアンス規定を周知させる

まず、いかに十分な内容のコンプライアンス規定を整備したとしても、それが従業員に周知されていないれば意味がありません。

また、中国法の観点から見ても、労働者の密接な利益に直接関わる規則制度又は重大事項については、労働者全体への公示又は各労働者への告知が必要とされている（「労働契約法」<sup>1</sup>第 4 条第 4 項）ところ、コンプライアンス規定違反を解雇事由とするためには、当該コンプライアンス規定についても公示又は告知によって周知する必要があると考えられます。

本案件においては、X 自らが、本件指導方針に言及しており、また、仲裁委員会及び裁判所ともに解雇を認めていることからすれば、少なくとも X に対してはコンプライアンス規定の告知がなされていたと考えること

<sup>1</sup> 中華人民共和国主席令第65号、2007年6月29日公布、2008年1月1日施行、2012年12月28日改正公布、2013年7月1日改正施行

ができます。

### (3)コンプライアンス規定の徹底した実施

十分な内容のコンプライアンス規定を制定し、周知した後、当該コンプライアンス規定の内容を徹底して実施するように従業員を促す必要があります。

この点について、本案件では、限度額の範囲内において、食事の代わりに食用油4樽を贈ったことのみをもって、本件指導方針違反として解雇しており、Xにとってはやや酷であるといえなくもありません。しかし、中国政府による法令違反に対する監督、管理の厳格化、規範化が進んでいる現況においては、「些細な悪事であっても行わせない」という心持でコンプライアンス規定の内容を徹底して実施するように従業員を促す必要があります、その意味で本件指導方針を厳格に解釈し、その違反に対して厳罰で臨んだ本案件<sup>2</sup>は、参考に値するということができます。

以上

黒田法律事務所  
弁護士 鈴木龍司  
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年12月24日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>

<sup>2</sup> なお、本案件に関連してA社が中国関連当局から処罰、指摘を受けた事実を示す公開情報、報道等を見出すには至りませんでした。仮に、本案件に関連してA社が中国関連当局から処罰、指摘を受けていないとすれば、A社が非常に厳格な態度をもって本案件に臨んだことが伺えます。